

**研究機関等における知的財産権等研究
成果の取扱いについて（意見）
（案）**

平成13年12月25日

総合科学技術会議

I. 基本的考え方

科学技術振興を図っていく上で、知的財産権等研究成果の適正な取扱いが重要である。

特に先端科学技術の分野で基礎研究と産業化の結びつきが急速に強まり、国際競争が激化するとともに内外の研究機関等や産学官の間の連携や交流が進む中で、知的財産権等の研究成果の適切な保護と活用が一層求められるようになってきている。

従来から我が国の公的研究機関における研究成果の取扱いに関するルールの不備や意識の低さが問題となっていたが、本年5月に発生した理化学研究所の研究者が米国司法当局から起訴された事件を契機に、一層その重要性が認識された。

今後我が国が、研究開発を促進するとともに、研究者の流動化や科学技術活動の国際化に対応し、また、産学官の共同研究等や技術移転を進めるためには、法律に基づく知的財産権のほか、研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験装置、試作品その他の研究成果物（別紙1参照）の取扱いについて、予め明確にしておくこと等により、その適正さを確保する必要がある。

II. 現 状

総合科学技術会議においては、本問題を5月24日の本会議において議論し、これを受け、内閣府において関係府省・機関等の協力を得ながら、研究成果の取扱いに関する現状調査を行った。この結果、研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験装置、試作品その他の研究成果物の取扱いに関し規定を設けていない機関が多いことなど、研究成果の取扱いに関し、十分な取決めがなされているとは言い難い状況である（別紙2参照）。

なお、理化学研究所においては、本年5月の理研研究者起訴問題を受け内部検討を行った結果、さる11月28日、研究試料の移転に関する事項、研究者等との間の契約に関する事項等についての改善策をまとめたところである。

III. 研究成果の取扱いについての提言

1. 提言の趣旨

本提言は、我が国研究開発にかかわる関係機関・関係者の全てが、研究成果の取扱いの重要性と緊急なルール整備の必要性を認識し、関係府省・研究機関等において、相互に連携を図りつつ、これについての必要な対策を早急に講じることを求めるものである。

2. 提 言

(1) 研究成果の管理等について

- ①(7) 研究機関等における研究成果の活用を促進するため、特許等の知的財産について、研究者の個人帰属から、研究機関等の機関帰属を目指した転換を図る。

独立行政法人研究機関等の法人格を有する機関においては機関帰属への転換を進める。

国立大学等においては、法人化に際して機関帰属への転換を図るとともに、それまでの間においても、技術移転機関に国有特許及び個人有特許を譲渡等することなどにより、大学側で一括して管理・活用（実施権設定等）できるようにする。

- (イ) これと併せて、帰属機関による発明補償金の支払いや、技術移転機関からのロイヤリティ配分等により、発明者たる研究者のインセンティブを向上させる方策を講じる。

- ② 研究機関等においては、特許権、実用新案権等に加え、当該機関で行う研究内容等に照らし必要に応じて、回路配置利用権、プログラム等の著作権、植物品種育成者権、営業秘密（ノウハウ等）の保護及び商標権等の知的財産権に関しても一定のルールを定める。

- ③ 研究機関等においては、当該機関での研究の過程で作成・取得された研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験装置、試作品その他の研究成果物の取扱いについて、一定のルールを定める。この際、広く研究を進めるため、必要な研究成果物を研究者間で提供する場合と、研究成果物を民間企業等に提供し商業的に利用する場合の双方があることに配慮する必要がある。
- ④ 研究機関等においては、前項の研究成果物の取扱いに関する責任体制を明確にし、譲渡等の手続きを定め、適切な管理・保管を行う。特に、研究者の雇用の際、持ち込む研究成果物に関し前所属機関等からの移転手続きを確認するなど、適正に対応する。
- ⑤ 研究機関等においては、①から④に記した知的財産権等研究成果に関するルールの整備や紛争への対応を含めた適正な管理等を行うため、専門家の確保等による体制整備に努める。

(2) 研究契約における研究成果の取扱いについて

- ① 研究機関等において、共同研究等の開始の際に締結する契約内容については、研究成果の取扱いを含め、案件の性格等を踏まえ、両当事者の協議に従い、柔軟に対応するものとする。
- ② 研究機関等が締結する共同研究等の契約において、研究成果の帰属、特許等実施に当たっての取扱い、守秘義務等に関し、明確に定めることが望ましい。

(3) 研究者の意識啓発等について

- ① 研究機関等は、定期的な研修の実施等により、知的財産権等研究成果の取扱いに関し、所属の研究員、職員等の意識啓発を図る。特に、海外の研究機関等に派遣された場合は、当該機関の規程、又は当該機関と研究者との間の契約を遵守し、研究成果の取扱いについて注意深い対応をとることが必要で

あること、また、契約については慎重に検討して締結すべきことについて十分認識するよう徹底する。

- ② 研究機関等は、研究成果の活用により生じ得る、研究者とその所属する研究機関等との間の利益相反(Conflict of Interest)の管理について、ガイドラインを作成することなどにより、配意する。

なお、研究機関等における研究成果の取扱いにとどまらず、国際的な競争環境の中における今後の我が国の科学技術にかかわる知的財産に関する諸問題(知的財産権保護の強化など)について検討すべきである。

IV. フォローアップ

今後、総合科学技術会議においては、引き続き知的財産権等研究成果の取扱いに関し、関係府省・機関等の取組状況を把握する。

知的財産権

【別紙1】

知的創作物についての権利

特許権(特許法)

自然法則を利用した、新規性及び進歩性のある産業上有用な発明に対して出願の日から20年間保護

実用新案権(実用新案法)

物品の形状・構造・組合せに関する考案(小発明)に対して出願の日から6年間保護

意匠権(意匠法)

独創的で美的な外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインに対して設定登録の日から15年間保護

著作権(著作権法)

創作性のある小説、音楽、美術、プログラムなどの著作物に関する権利を創作時から著作者の死後50年間保護

回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

半導体集積回路の回路素子や導線の配置パターンを登録日から10年間保護

育成者権(種苗法)

農産物、林産物、水産物の生産のために栽培される植物の新品種について登録日から20年間保護

営業秘密(ノウハウ等)の保護(民法・刑法・不正競争防止法)

企業のノウハウや顧客リストの盗用などの不正行為を禁止

営業標識についての権利

商標権(商標法)

商品・役務に使用するマーク(文字・図形・記号など)を設定登録の日から10年間保護(更新可能)

商号権(商法)

商人が取引上自己を表示するために用いる名称

著名商標・原産地表示等の保護 (不正競争防止法)

著名な未登録商標等の使用や、原産地を誤認させる表示などを禁止

その他の研究成果物

○ 研究データ・情報

研究の結果として得られた測定値・解析値（タンパク質解析データなど）。

○ 研究試料・研究材料

研究試料は、分析・調査・計測などの参照値を得るための見本（PH測定溶液など）。研究材料は、研究対象とする材料のこと（遺伝子、微生物、細胞、遺伝子改変マウスなどの実験動物など）。

○ 実験装置

実験に用いるために研究者が作成した機器・装置。

○ 試作品

研究開発の目標となるものを本格的に作る前に、試験的に動作や性能等の確認を行うために作ったもの（試験的に作った半導体チップなど）。

○ その他の研究成果物

新たな実験解析方法など。

研究機関等における研究成果の取扱いに関する現状

内閣府において関係府省・機関等の協力を得ながら、研究成果の取扱い等に関する現状調査を行った結果の概要は、次のとおりであった。（62 研究機関・大学からの回答による。）

1. 研究成果の帰属先の状況

- 「特許権」、「実用新案権」、「データベース及びプログラム等に係る著作権」及び「意匠権」については、国立大学を除きほとんどの機関で職務発明規程等により「原則として国・研究機関・大学等に帰属」等とされている。（国立大学は一定条件に該当する場合を除き原則として研究者個人に帰属）
- 「研究者の論文、著作等に係る著作権」については、ほとんどの研究機関・大学では規程を設けていないが、著作権法や契約に基づき処理されているものと考えられる。
- 「回路配置利用権」、「植物品種育成者権」、「営業秘密（ノウハウ等）の保護」及び「商標権」については、一部を除き規程を設けていない機関・大学が多い。その一因として、これらの権利は、個々の研究機関等の研究内容に照らして、あまり想定されない場合もあると考えられる。
- 「その他の研究成果物（研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験サンプル、実験装置等）」については、一部の機関・大学では「実験装置」等について固定資産管理規則、調達規程等によって「研究機関・大学に帰属」とされているものもあるが、ほとんどの研究機関・大学では規程が設けられていない。

2. 研究者が異動する際の知的財産権に係る権利の帰属先及び手続き

ほとんどの研究機関・大学において、研究者が異動する際に知的財産権を含む研究成果をどのように処理するかについての規程等がない状況にある。

3. 研究上知り得た秘密の保護義務

国家公務員法及び地方公務員法によるほか、職務発明規程や就業規則等により守秘義務が課せられている。

研究成果の帰属先一覧

項 目		国立試験研究機関 回答数：14機関		特殊法人・認可法人		独立行政法人 回答数：23機関		国立大学・大学共同利用機関 回答数：10大学・機関		公立大学 回答数：2大学		私立大学 回答数：5大学	
		原則として国／国が一部又は全部を承継	規定なし	原則として機関／機関が一部又は全部を承継	規定なし	原則として機関／機関が一部又は全部を承継	規定なし	国又は研究者	規定なし	自治体／自治体又は研究者	規定なし	原則として大学／大学が一部又は全部を承継／大学又は研究者	規定なし
知的財産権	①特許権	13(2)	1	8	0	23 (8)	0	10	0	2	0	5	0
	②データベース及びプログラム等に係る著作権	6(1)	8	5	3	18 (6)	5	10	0	0	2	4	1
	③研究者の論文、著作等に係る著作権	3 (2)	11	1	7	6 (4)	17	0	10	0	2	2	3
	④意匠権	13(2)	1	6	2	21 (7)	2	0	10	2	0	4	1
	⑤回路配置利用権	5(1)	9	2	6	4(2)	19	0	10	0	2	4	1
	⑥植物品種育成者権	5(1)	9	1	7	6(3)	17	0	10	1	1	4	1
	⑦営業秘密（ノウハウ等）の保護	2(1)	12	2	6	3(2)	20	0	10	0	2	3	2
	⑧実用新案権	12(1)	2	8	0	20 (5)	3	10	0	2	0	4	1
	⑨商標権	1	13	2	6	3(1)	20	0	10	0	2	3	2
その他の研究成果物	①研究データ・情報	2(1)	12	2	6	1(1)	22	0	10	0	2	0	5
	②研究試料、研究材料（生物材料を含む）、実験サン	2(1)	12	2	6	1(1)	22	0	10	0	2	1	4
	③実験装置（研究者が自作したもの。試作品を含む）	2(1)	12	1	7	4(1)	19	0	10	0	2	1	4
	④その他の研究成果物												
		2(1)	12	1	7	0	23	0	10	0	2	0	5

※「国立試験研究機関」及び「独立行政法人」の（ ）内は、国・研究機関に帰属等の方向で規程を検討中の数で、内数。
 ※「国立大学・大学共同利用機関」において、「特許権」及び「実用新案権」については10大学・機関とも文部省（当時）の内容を盛り込んだ学内規程を策定しているが、「データベース及びプログラム等に係る著作権」については5大学で学内規程は策定せず、文部省（当時）通知により運用している。

研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて (意見)(案)の概要

本年5月、理研研究者が研究試料持出しの疑いで米国司法当局により起訴

⇒ 我が国研究機関等における研究成果の取扱いに関するルールの不備、意識の低さが指摘される。

《我が国の問題点》

- 特許等の帰属が国、研究者個人、研究機関と不統一

【国有・個人有では活用進まず】

《方向性》



機関帰属により活用促進

- 研究過程で作成・取得された成果物～研究データ・情報（例：X線解析データ）、研究試料（例：pH 測定溶液）、研究材料（例：遺伝子改変マウス）、実験装置、試作品等の取扱いが不明確

【研究者が私的に管理、活用不十分】



取扱いのルール化（帰属・管理責任の明確化等）による適正な管理と活用

- 研究者の研究成果取扱いについての意識の低さ【対外的なトラブル発生のおそれ】



意識啓発により研究者の適正な行動



以下の3点について提言
関係府省、研究機関等における対策を求める

研究成果の管理等について

- 特許等の知的財産 … 個人帰属 ⇒ 機関帰属への転換
- 各研究機関等において、研究過程で作成・取得された研究成果物の取扱いについて一定のルールを定める。
※ 責任体制の明確化、譲渡等の手続き 等

研究契約における研究成果の取扱い

- 契約内容（研究成果の取扱い含む）は、当事者の協議に従い柔軟に対応
- 研究成果の帰属、特許実施権設定、守秘義務等に関する明確化

研究者の意識啓発

- 研究者の意識啓発 … 海外派遣研究者の適正な研究成果取扱い手続き等
- 利益相反(Conflict of Interest)の管理への配慮 … 研究者がドメイン作成等